

平成26年8月5日
光市まちづくり市民協議会 資料

「光市・大和町 新市建設計画」の改定について

平成26年 8月

政策企画部 企画調整課

目 次

計画の改定の概要について

- 計画の改定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 計画の改定内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
 - ・計画期間の延長
 - ・財政計画の変更

「光市・大和町 新市建設計画」について

- 計画の基本的事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
- 計画の策定までの経緯と現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
- 合併特例債の借入れについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
- 《参 考》
- 合併特例債について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9

計画の改定の概要について

- 計画の改定の背景

- 計画の改定内容

- 〔 ・計画期間の延長
・財政計画の変更 〕

●計画の改定の背景

本市は、平成16年10月4日に、歴史的・文化的・地理的にもつながりが深い旧光市と大和町との合併により誕生しましたが、新市のまちづくりは、同年4月に光市・大和町合併協議会によって策定された「光市・大和町 新市建設計画」をはじめ、この計画の理念を継承した「光市総合計画」を策定し、現在においても、これから目指すべきまちの姿を示しております「後期基本計画」に基づいた取組みを計画的に進めているところです。

その一方で、平成23年の東日本大震災の発生により、全国の合併市町村は、防災事業をはじめとしたまちづくり全般の見直しが求められ、まちの一体感の醸成に向けた取組みの進捗にも大きな影響を受けることとなりました。そのため、国は、こうした合併市町村の実情を鑑みて、公共的施設の整備事業等に要する経費に充てるための地方債である「合併特例債」を起こすことができる期間を延長する法律を制定しました。

こうしたことから、本市におきましても、今後とも、安全・安心で効率的なまちづくりを進めていくために、合併特例債を借り入れるための要件となっております「光市・大和町 新市建設計画」を改定します。

●計画の改定内容

合併特例債を借り入れることができるようにするための整備を行います。

(計画の内容は改定しません。)

(1) 計画期間の延長

現行の「平成16年度から平成26年度までの約10年間」を5年間延長し、平成31年度までの約15年間とします。

(2) 財政計画の変更

計画期間の延長に合わせて、平成31年度までの財政計画を、これまでの財政状況や実績も踏まえながら作成します。

※変更後の財政計画(案)は、次ページのとおりです。